条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間又は同規則第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間及び時間におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

４～６　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ガス事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第四条　ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出託送供給約款料金原価等の算定） **第十七条**　法第四十八条第五項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款届出料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下この条から第二十条において「届出事業者」という。）は、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原資算定期間」という。）を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。ただし、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額が零でない届出事業者が改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたとき、法第四十八条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があったとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を変更する場合（改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた日以後、第十四条第一項の規定により託送供給約款認可料金を設定し、法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたことがある場合及び第十九条第二項の規定により届出託送供給約款料金原価等を算定し、法第四十八条第六項の規定による届出をしたことがある場合を除く。）は、原資算定期間を定め、第二号に掲げる方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。 一・二　［略］ **別表第１**（第４条から第７条及び第15条関係） 第１表 原価等の分類及び算定方法（営業費等） (1)　営業費 ［略］ (注)　［略］ (※１)　～　(※３)　［略］ (※４)　一般ガス導管事業者の供給区域内における需要に係るガス及び一般ガス導管事業者が連結託送供給を行うガスについて、他の導管事業者が連結託送供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の導管事業者が連結託送供給を行ったガス量等を基に計算するものとする。	（届出託送供給約款料金原価等の算定） **第十七条**　法第四十八条第五項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款届出料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下この条から第二十条において「届出事業者」という。）は、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原資算定期間」という。）を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。 一・二　［略］ **別表第１**（第４条から第７条及び第15条関係） 第１表 原価等の分類及び算定方法（営業費等） (1)　営業費 ［略］ (注)　［略］ (※１)　～　(※３)　［略］ (※４)　一般ガス導管事業者の供給区域内における需要に係るガス及び一般ガス導管事業者が連結託送供給を行うガスについて、他の導管事業者が連結託送供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の導管事業者が連結託送供給を行ったガス量等を基に計算するものとする。